

国産牛乳乳製品の需要拡大・競争力強化対策事業
(在庫低減対策事業) 実施要領

令和 7 年 1 月 8 日付け 7 農畜機第 6583 号承認
2026 年 1 月 9 日付け 25 ミルク発第 223 号
一部改正 令和 8 年 4 月 30 日付け 8 農畜機第 785 号承認
一部改正 2026 年 5 月 11 日付け 26J ミルク発第 49 号

国際情勢の影響等により輸入原料価格が上昇するなど酪農経営の状況が不安定となっている。

加えて、依然として脱脂粉乳需要は低迷しており、脱脂粉乳の需給ギャップを埋めることで生乳需給の安定を図る必要がある。

このため、一般社団法人 J ミルク（以下「J ミルク」という。）は、在庫水準が高くなっている脱脂粉乳について民間事業者が協調して行う脱脂粉乳の在庫低減に対する取組を支援する事業に対し、国産牛乳乳製品の需要拡大・競争力強化対策事業実施要綱（令和 6 年 12 月 18 日付け 6 農畜機第 6088 号。以下「要綱」という。）別添 3 の第 6 の規定に基づき独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）の補助を受けて、支援するとともに、自ら要綱の規定に基づき事業を実施し、もって生乳需給及び酪農経営の安定に資するものとする。

この事業の補助金の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「補助金適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）、畜産業振興事業の実施について（平成 15 年 10 月 1 日付け 15 農畜機第 48 号-1）及び畜産業振興事業に係る補助金交付の停止措置について（平成 26 年 3 月 31 日付け 25 農畜機第 5376 号）に定めるもののほか、要綱及びこの要領の定めるところによる。

第 1 事業の内容

J ミルクは、乳業者等（酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和 29 年法律第 182 号）第 2 条第 2 項に規定する乳業を行う者（以下「乳業者」という。）又は生乳生産者団体（生乳の生産者が直接又は間接の構成員となっている農業協同組合又は農業協同組合連合会をいう。）をいう。以下同じ。）が 1 又は 2 の取組を実施する場合にはその取組を支援する。

1 在庫低減対策

乳業者等が脱脂粉乳の用途変更を行い、飼料用の需要がある分野の実需者に販売することを推進する取組

2 在庫低減対策推進

1 の事業の円滑な推進を図るために必要な会議の開催、調査・指導等

第 2 事業の要件

- 1 第1の1の事業の対象となる脱脂粉乳は、乳業者が製造した脱脂粉乳であって、乳業者等から飼料会社等の実需者に2026年4月1日以降に飼料用として販売されたものとする。
- 2 第1の1の事業に参加しようとする乳業者等は、要綱別添5の国産牛乳乳製品等需要拡大事業等により、牛乳乳製品の需要拡大に取り組む者とする。
- 3 みどりの食料システム戦略による環境負荷低減に向けた取組強化
 - (1) 事業に参加する乳業者等は、「補助事業及び物品・役務の調達（委託事業を含む）における環境負荷低減のクロスコンプライアンスの試行実施について」（令和6年12月20日付け6環バ第278号農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課長通知。以下「環境バイオマス政策課長通知」という。）に基づき、交付申請時に当該通知別添の「環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート」に記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、Jミルクに提出するものとする。
 - (2) Jミルクは、全ての乳業者等から（1）のチェックシートを収集し、その一覧を第7の1の交付申請時、第7の2の変更承認申請時及び第7の4の実績報告時に機構に提出するものとする。一覧には、乳業者等の名称及び所在地（都道府県）の情報を含めることとする。

また、実績報告時には、当該チェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施したか否かをチェックし、これをJミルクに提出するものとする。
 - (3) Jミルクは、環境バイオマス政策課長通知に基づき、第7の1の交付申請時に当該通知別添の「環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート」に記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、機構に提出するものとする。

また、実績報告時には、当該チェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施したか否かをチェックし、これを機構に提出するものとする。

第3 事業の実施期間

この事業の実施期間は、2026年度とする。

第4 Jミルクの補助

Jミルクは、予算の範囲内において、別表に掲げる補助対象経費及び補助率により、乳業者等が第1に規定する事業を実施するのに要する経費につき補助するものとする。

第5 補助金交付の手續等

1 補助金の交付申請

乳業者等は、補助金の交付を受けようとする場合は、事業実施計画を作成

し、一般社団法人 J ミルク会長（以下「会長」という。）が別に定める期日までに別紙様式第 1 号の国産牛乳乳製品の需要拡大・競争力強化対策事業（在庫低減対策事業）補助金交付申請書（以下「補助金交付申請書」という。）を会長に提出するものとする。

2 事業の変更承認申請

乳業者等は、補助金の交付決定のあった後において、次に掲げる変更をしようとする場合は、あらかじめ別紙様式第 2 号の国産牛乳乳製品の需要拡大・競争力強化対策事業（在庫低減対策事業）補助金交付変更承認申請書を会長に提出し、その承認を受けるものとする。

- (1) 事業の中止又は廃止
- (2) 事業費の 30 パーセントを超える増減
- (3) 補助金の交付決定額の増加を伴う事業費の増

3 補助金の概算払

- (1) 会長は、この事業の円滑な実施を図るために必要と認めた場合は、交付決定額を限度として補助金を概算払することができるものとする。
- (2) 乳業者等は、補助金の概算払請求をしようとする場合は、別紙様式第 3 号の国産牛乳乳製品の需要拡大・競争力強化対策事業（在庫低減対策事業）補助金概算払請求書を会長に提出するものとする。

4 事業の実績報告

乳業者等は、事業を完了した日から起算して 1 か月を経過した日又は補助金の交付決定通知のあった年度の翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い期日までに別紙様式第 4 号の国産牛乳乳製品の需要拡大・競争力強化対策事業（在庫低減対策事業）実績報告書（以下「実績報告書」という。）を会長に提出するものとする。

第 6 事業の推進指導等

1 事業の推進指導

乳業者等は、農林水産省、機構及び J ミルクの指導の下、都道府県、関係団体等との連携に努めるとともに、事業の適正かつ円滑な実施を図るものとする。

第 7 消費税及び地方消費税の取扱い

- 1 乳業者等は、会長に対して補助金交付申請書を提出するに当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを当該補助金の交付申請額から減額して申請しなければならない。

ただし、当該補助金交付申請書の提出時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りでない。

2 乳業者等は、1 のただし書により申請をした場合において、実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 乳業者等は、1 のただし書により申請をした場合において、実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、別紙様式第5号の国産牛乳乳製品の需要拡大・競争力強化対策事業（在庫低減対策事業）に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書を速やかに会長に提出するとともに、その金額（2の規定に基づき減額した場合は、その減じた金額を上回る部分の金額）をJミルクに返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又は消費税等相当額がない場合（乳業者等の仕入れに係る消費税等相当額がない場合を含む。）であっても、その状況等について、補助金適正化法第15条の補助金の額の確定通知のあった日の翌年6月20日までに、同様式により会長に報告しなければならない。

第8 帳簿等の整備保管等

1 帳簿の整備保管

乳業者等は、この事業に係る経理を適正に行うとともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係書類を整備して保管するものとする。ただし、その保存期間は、事業の完了した年度の翌年度から起算して5年間とする。

2 電磁的記録による整備保管

前項に基づき作成、整備及び保管をすべき帳簿、台帳及び関係書類のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

3 事業実施状況の聴取等

会長は、この要領に定めるもののほか、この事業の実施及び実績について必要に応じ、乳業者等に対し調査し、又は報告を求めることができるものとする。

第9 その他

会長は、この要領に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項を定めることができるものとする。

附 則（2026年1月9日付け25Jミルク発第223号）

この要領は、独立行政法人農畜産業振興機構理事長の承認のあった日から施行し、2026年1月7日から適用するものとする。

附 則（2026 年 5 月 11 日付け 26 J ミルク発第 49 号）

この要領は、独立行政法人農畜産業振興機構理事長の承認のあった日から施行し、2026 年 4 月 1 日から適用するものとする。

別表

事業の種類	補助対象経費	補助率
1 在庫低減対策	乳業者等から飼料会社等の実需者に販売されるまでの間に生じる経費に相当する額	1/3 以内
2 在庫低減対策推進	事業の円滑な推進を図るために必要な会議の開催、調査・指導等を行うために要する経費	定額

別紙様式第 1 号

年度国産牛乳乳製品の需要拡大・競争力強化対策事業
(在庫低減対策事業) 補助金交付申請書

番 号
年 月 日

一般社団法人 J ミルク
会長 殿

住 所
団体名
代表者氏名

年度において国産牛乳乳製品の需要拡大・競争力強化対策事業(在庫低減対策事業)を下記のとおり実施したいので、国産牛乳乳製品の需要拡大・競争力強化対策事業(在庫低減対策事業)実施要領の第 5 の 1 の規定に基づき、補助金を交付されたく、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

別紙様式第 1 号の別添のとおり

3 事業に要する経費及び負担区分

(単位:円)

区分	事業費	負担区分		備考
		補助金	その他	
1 在庫低減対策				
2 在庫低減対策推進				
合計				

4 事業実施期間

(1) 事業着手年月日 年 月 日

(2) 事業完了予定年月日 年 月 日

5 添付書類

- (1) 定款
- (2) 最近時点の業務報告書及び業務計画書
- (3) 国産牛乳乳製品等の需要拡大に取り組むことが確認できる書類
- (4) 乳業者等の環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート

1) 国産牛乳乳製品の需要拡大・競争力強化対策事業（国産牛乳乳製品等需要拡大事業）を活用して需要拡大に取り組む。 ※1) に該当する場合は□にチェックを入れ、(3) の添付書類は不要	□
2) 国産牛乳乳製品の需要拡大・競争力強化対策事業（国産牛乳乳製品等需要拡大事業）は活用せずに需要拡大に取り組む。 ※2) に該当する場合は□にチェックを入れ、(3) の書類を添付	□

(注1) 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略する場合に当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

(注2) 添付書類について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別紙様式第 1 号の別添

年度国産牛乳乳製品の需要拡大・競争力強化対策事業（在庫低減対策事業）実施計画

1 在庫低減対策

(単位:kg、円)

脱脂粉乳製造者名	実需者名	対象となる脱脂粉乳の数量	事業費	負担区分		積算基礎	備考
				補助金	その他		
合計							

注：対象となる脱脂粉乳は、乳業者が製造した脱脂粉乳であって、乳業者等から飼料会社等の実需者に販売されたもの。

2 在庫低減対策推進

(単位:円)

取組内容	事業費	負担区分		積算	備考
		補助金	その他		
合計					

別紙様式第 2 号

年度国産牛乳乳製品の需要拡大・競争力強化対策事業
(在庫低減対策事業) 補助金交付変更承認申請書

番 号
年 月 日

一般社団法人 J ミルク
会長 殿

住 所
団体名
代表者氏名

年 月 日付け J ミルク発第 号で補助金交付決定通知のあった
国産牛乳乳製品の需要拡大・競争力強化対策事業(在庫低減対策事業)の実施に
ついて、下記のとおり変更したいので承認されたく、国産牛乳乳製品の需要拡
大・競争力強化対策事業(在庫低減対策事業)実施要領の第 5 の 2 の規定に基
づき申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 事業の内容
別添「国産牛乳乳製品の需要拡大・競争力強化対策事業(在庫低減対策事業)
実施計画」のとおり
(注) 別紙様式第 1 号の別添に準じて作成すること。
- 3 事業に要する経費の配分及び負担区分

注：2 及び 3 については別紙様式第 1 号に準じ、変更部分が容易に対照できる
よう二段書きにし、変更前を括弧書きで上段に、変更後をその下段に記載す
ること。

別紙様式第3号

年度国産牛乳乳製品の需要拡大・競争力強化対策事業
(在庫低減対策事業) 補助金概算払請求書

番 号
年 月 日

一般社団法人 J ミルク
会長 殿

住 所
団体名
代表者氏名

年 月 日付け J ミルク発第 号で補助金交付決定通知のあった国産牛乳乳製品の需要拡大・競争力強化対策事業(在庫低減対策事業)について、下記のとおり金 円を概算払により交付されたく、国産牛乳乳製品の需要拡大・競争力強化対策事業(在庫低減対策事業)実施要領の第5の3の(2)の規定に基づき申請します。

記

1 概算払請求額

区分	交付決定		事業費遂行状況 (年 月 日現在)			既概 算払 受領 額 ⑤	今回 概算 払請 求額 ⑥	年 月 日迄予定 出来高 (⑤+⑥) /②	残額 ②-⑤ -⑥
	事業費 ①	補助金 ②	事業費 ③	補助金	事業費 出来高 ③/①=④				
	円	円	円	円	%	円	円	%	円
合計									

注：それぞれの事業項目ごとに記載することとし、請求時点での事業の実施状況が明らかとなる書類を添付すること。

2 振込先金融機関名等

金融機関名 ○○○銀行 ○○○支店
預金種類 ○○預金
口座番号 口座名義

別紙様式第 4 号

年度国産牛乳乳製品の需要拡大・競争力強化対策事業
(在庫低減対策事業) 実績報告書

番 号
年 月 日

一般社団法人 J ミルク
会長 殿

住 所
団体名
代表者氏名

年 月 日付け J ミルク発第 号で補助金交付決定通知のあった
国産牛乳乳製品の需要拡大・競争力強化対策事業(在庫低減対策事業)について、
下記のとおり実施したので、国産牛乳乳製品の需要拡大・競争力強化対策事業
(在庫低減対策事業) 実施要領の第 5 の 4 の規定に基づき、関係書類を添えてそ
の実績を報告します。

なお、併せて精算額 円を支払われたく請求します。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容
別紙「国産牛乳乳製品の需要拡大・競争力強化対策事業(在庫低減対策事業) 実績報告」のとおり
(注 1) 別紙様式第 1 号の別添に準じて作成すること。
(注 2) 販売等に係る契約書等、販売等を証明できる書類を添付すること。
- 3 事業に要した経費及び負担区分

注：別紙様式第 1 号の記の 3 に準じて作成すること。

4 事業に係る精算額

(単位:円)

交付決定額	確定額	概算払受領額	精算払請求額

5 事業実施期間

- (1) 事業着手年月日 年 月 日
(2) 事業完了年月日 年 月 日

6 振込先金融機関名等

金融機関名 ○○○銀行 ○○○支店
預金種類 ○○預金
口座番号
口座名義

7 添付書類

乳業者等の環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート

別紙様式第 5 号

年度国産牛乳乳製品の需要拡大・競争力強化対策事業（在庫低減対策事業）
に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書

番 号
年 月 日

一般社団法人 J ミルク
会長 殿

住 所
団体名
代表者氏名

年 月 日付け J ミルク発第 号で補助金の交付決定通知のあつた年度国産牛乳乳製品の需要拡大・競争力強化対策事業（在庫低減対策事業）補助金について、国産牛乳乳製品の需要拡大・競争力強化対策事業（在庫低減対策事業）実施要領の第 7 の 3 の規定に基づき、下記のとおり報告します。
（なお、併せて補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額 円を返還します。
（返還がある場合、記載すること））

- | | |
|--|-----|
| 1 補助金適正化法第15条の補助金の額の確定額(年 月 日付け
第 号による額の確定通知額) | 金 円 |
| 2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 円 |
| 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 円 |
| 4 補助金返還相当額(3-2) | 金 円 |

注：記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、乳業者等が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添

付すること。

- ・消費税確定申告書の写し(税務署の收受印等のあるもの)
- ・付表 2「課税売上割・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3の金額の積算の内訳(人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること)
- ・乳業者等が消費税法第 60 条第 4 項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

- 5 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況

[]

注：消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。

- 6 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由

[]

注：記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、乳業者等が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税(個人事業者の場合は所得税)確定申告書の写し(税務署の收受印等のあるもの)及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書(簡易課税用)の写し(税務署の收受印等のあるもの)
- ・乳業者等が消費税法第 60 条第 4 項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料